

# ○海上自衛隊の部隊又は機関の名称の表示に関する通達

昭和36年8月26日

海幕総第5369号

昭和63年4月8日 海幕総第1814号〔海上自衛隊地区病院の共同機

関化に伴う通達の一部変更について1項による改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

海上自衛隊の部隊又は機関の名称の表示に関する通達

標記について、下記のとおり定める。

## 記

### 1 同一構内に所在する場合

- (1) 同一指揮系統内にあつては、司令部（隷下部隊のほとんど大部が所在する場合は部隊名）、地方総監部又は上級機関の名称のみを隊門に表示し、部隊又は機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）の名称はそれぞれの建物に表示するものとする。
- (2) 指揮系統の異なるものにあつては、それぞれの名称を隊門に表示するものとする。

### 2 同一建物を使用する場合

部隊又は機関の指揮系統のいかんにかかわらず、主として使用する入口にそれぞれの名称を表示するものとする。